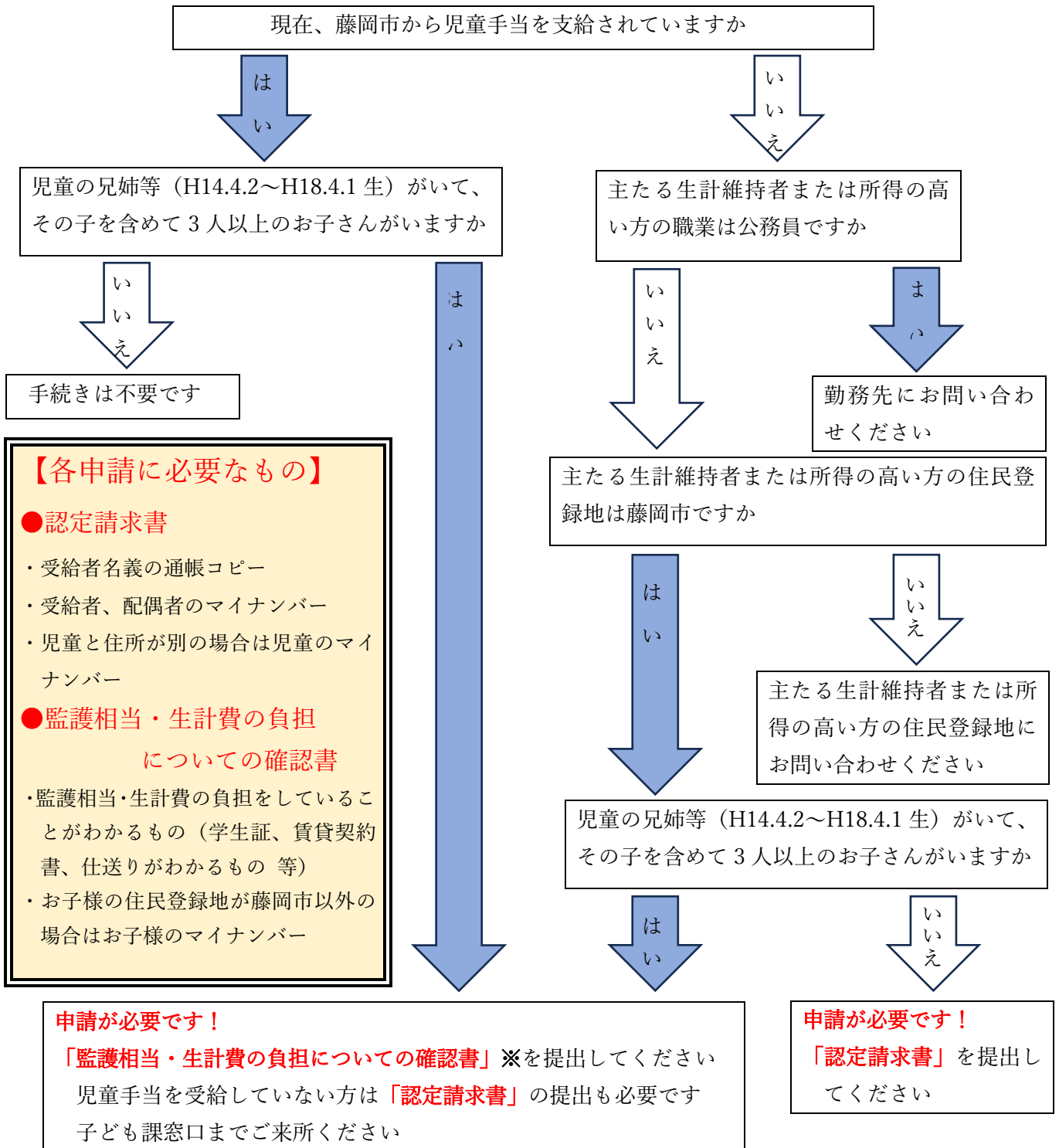


児童手当 制度改正 手続き要否確認フローチャート



※ 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出については、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担している必要があります。
生計費の負担をしていることとは、受給者の収入により日常生活上の全部又は一部を営んでおり、かつこれを欠くと通常的生活水準を維持することができないことをいいます。